



# 鳥取県公報

平成15年 6月30日(月)  
号外第98号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

選管規則	公職選挙法による選挙事務規程及び鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則(1)..... 1
教委規則	鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則(13)(教育総務課)..... 4

## 選挙管理委員会規則

公職選挙法による選挙事務規程及び鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 6月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

### 鳥取県選挙管理委員会規則第1号

公職選挙法による選挙事務規程及び鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

(公職選挙法による選挙事務規程の一部改正)

第1条 公職選挙法による選挙事務規程(昭和31年鳥取県選挙管理委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(不在者投票を取り扱う場合の選挙人名簿の表示)</p> <p>第25条 令第53条第1項若しくは第2項又は令第59条の4第3項の規定によって、投票用紙及び投票用封筒又は不在者投票証明書を交付し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便で発送した場合には、市町村の委員会の委員長は、その選挙に用いるべく選挙人名簿又はその抄本にその旨を付せんをもって表示しなければならない。</p>	<p>(不在者投票を取り扱う場合の選挙人名簿の表示)</p> <p>第25条 令第53条第1項若しくは第2項又は令第59条の4第3項の規定によって、投票用紙及び投票用封筒又は不在者投票証明書を交付し、又は郵便で発送した場合には、市町村の委員会の委員長は、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本にその旨を付箋をもって表示しなければならない。</p>

2 略

第9号様式(第26条関係)

不在者投票事務処理簿

投票区

選挙人名簿登録番号	投票用紙及び投票用封筒を交付した選挙人の性別	請求の方法	請求事由	交付の方法	交付の日	不在者投票証明書交付の有無	投票の有無		備考
							投票の有無又は投票用紙の送付若しくは送致の有無	投票の日又は投票用紙の送付若しくは送致を受けた日	
略									
(氏名)	男・女	(郵便等)	(2項)	(郵便等)	(無)	(有)			(県郡町番地)
略									
(氏名)	男・女	(病院長)	(1項3号)	(郵便等)	(無)	(有)			(県市病院)
(氏名)	男・女	(老人ホームの長)	(1項3号)	(郵便等)	(無)	(有)			(県郡町老人ホーム)
(氏名)	男・女	(国立保養所の所長)	(1項3号)	(郵便等)	(無)	(無)			
(氏名)	男・女	(身体障害者更生援護施設の長)	(1項3号)	(郵便等)	(無)	(無)			
(氏名)	男・女	(保護施設の長)	(1項3号)	(郵便等)	(無)	(無)			
略									
(氏名)	男・女	(少年院長)	(1項3号)	(郵便等)	(無)	(有)			(県市少年院)
(氏名)	男・女	(婦人補導院長)	(1項3号)	(郵便等)	(無)	(無)			
略									

備考

1 略

2 請求の方法の記載例中「直接」又は「郵便等」とあるのは、選挙人が直接に又は郵便若しくは信書便で請求した場合をいい、「船長」、「病院長」、「老人ホームの長」、「国立保養所の所長」、「身体障害者更生援護施設の長」、「保護施設の長」、「刑務所長」、「代用監獄の管理者」、「少年院長」又は「婦人補導院長」とあるのは、選挙人がこれらの者を通じて請求した場合をいう。

3及び4 略

5 交付の方法の記載例中「直接」又は「郵便等」とあるのは、市町村の選挙管理委員会の委員長が、選挙人又は船長、病院長、老人ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者更生援護施設の長、保護施設の長、刑務所長、代用監獄の管理者、少年院長若しくは婦人補導院長に直接に交付し、又は郵便若しくは信書便で交付した場合をいう。

6～8 略

2 略

第9号様式(第26条関係)

不在者投票事務処理簿

投票区

選挙人名簿登録番号	投票用紙及び投票用封筒を交付した選挙人の性別	請求の方法	請求事由	交付の方法	交付の日	不在者投票証明書交付の有無	投票の有無		備考
							投票の有無又は投票用紙の送付若しくは送致の有無	投票の日又は投票用紙の送付若しくは送致を受けた日	
略									
(氏名)	男・女	(郵便)	(2項)	(郵便)	(無)	(有)			(県郡町番地)
略									
(氏名)	男・女	(病院長)	(1項3号)	(郵便)	(無)	(有)			(県市病院)
(氏名)	男・女	(老人ホームの長)	(1項3号)	(郵便)	(無)	(有)			(県郡町老人ホーム)
(氏名)	男・女	(国立保養所の所長)	(1項3号)	(郵便)	(無)	(無)			
(氏名)	男・女	(身体障害者更生援護施設の長)	(1項3号)	(郵便)	(無)	(無)			
(氏名)	男・女	(保護施設の長)	(1項3号)	(郵便)	(無)	(無)			
略									
(氏名)	男・女	(少年院長)	(1項3号)	(郵便)	(無)	(有)			(県市少年院)
(氏名)	男・女	(婦人補導院長)	(1項3号)	(郵便)	(無)	(無)			
略									

備考

1 略

2 請求の方法の記載例中「直接」又は「郵便」とあるのは、選挙人が直接に又は郵便で請求した場合をいい、「船長」、「病院長」、「老人ホームの長」、「国立保養所の所長」、「身体障害者更生援護施設の長」、「保護施設の長」、「刑務所長」、「代用監獄の管理者」、「少年院長」又は「婦人補導院長」とあるのは、選挙人がこれらの者を通じて請求した場合をいう。

3及び4 略

5 交付の方法の記載例中「直接」又は「郵便」とあるのは、市町村の選挙管理委員会の委員長が、選挙人又は船長、病院長、老人ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者更生援護施設の長、保護施設の長、刑務所長、代用監獄の管理者、少年院長若しくは婦人補導院長に直接に交付し、又は郵便で交付した場合をいう。

6～8 略

第9号様式の2(第27条の2関係)

在外投票事務処理簿

(指定在外選挙投票区名)

在外選挙人証交付番号	投票用紙及び投票用封筒を交付した選挙人	請求の方法	交付の方法	請求の方法	法第49条の2第2項該当	在外選挙人証の同封又は提示の有無	投票の有無				投票記載場所	備考
							投票用紙の返還の有無	投票用紙の返還先	投票の有無又は投票用紙の送付若しくは送致の有無	投票の月日又は投票用紙の送付若しくは送致を受けた月日		
(氏名)	郵便等	郵便等	郵便等	確認	有	無	-	有		郵便等投票		
略												
(氏名)	郵便等	郵便等	郵便等	確認	有	有	登録地選管	有		県郡町役場(登録地)	返還、投票方法の変更	
(氏名)	郵便等	郵便等	帰国登録地外	-	有	有	登録地選管	有		郵便等投票	返還、投票方法の変更	
略												

備考

- 略
- 請求の方法の記載例中「直接」又は「郵便等」とあるのは、選挙人が市町村の選挙管理委員会委員長に対して直接に又は郵便若しくは信書便で請求した場合をいう。
- 交付の方法の記載例中「直接」又は「郵便等」とあるのは、選挙人に対して投票用紙等を直接に交付し、又は郵便若しくは信書便により交付した場合をいう。
- 投票方法の欄には在外投票の方法を記載するものとし、令第65条の4の規定による投票の場合は「公館」と、令第65条の12の規定による投票の場合は「郵便等」と、令第65条の13の規定による投票の場合は「帰国」と、令第65条の14の規定による投票の場合は「帰国登録地外」と記載すること。
- 5～11 略
- 投票記載場所の欄には、選挙人が投票を記載した場所を記載すること。ただし、郵便又は信書便による投票の場合にあっては、「郵便等投票」と記載すること。
- 13及び14 略

第9号様式の2(第27条の2関係)

在外投票事務処理簿

(指定在外選挙投票区名)

在外選挙人証交付番号	投票用紙及び投票用封筒を交付した選挙人	請求の方法	交付の方法	請求の方法	法第49条の2第2項該当	在外選挙人証の同封又は提示の有無	投票の有無				投票記載場所	備考
							投票用紙の返還の有無	投票用紙の返還先	投票の有無又は投票用紙の送付若しくは送致の有無	投票の月日又は投票用紙の送付若しくは送致を受けた月日		
(氏名)	郵便	郵便	郵便	確認	有	無	-	有		郵便投票		
略												
(氏名)	郵便	郵便	郵便	確認	有	有	登録地選管	有		県郡町役場(登録地)	返還、投票方法の変更	
(氏名)	郵便	郵便	帰国登録地外	-	有	有	登録地選管	有		郵便投票	返還、投票方法の変更	
略												

備考

- 略
- 請求の方法の記載例中「直接」又は「郵便」とあるのは、選挙人が市町村の選挙管理委員会委員長に対して直接に又は郵便で請求した場合をいう。
- 交付の方法の記載例中「直接」又は「郵便」とあるのは、選挙人に対して投票用紙等を直接に交付又は郵送により交付した場合をいう。
- 投票方法の欄には在外投票の方法を記載するものとし、令第65条の4の規定による投票の場合は「公館」と、令第65条の12の規定による投票の場合は「郵便」と、令第65条の13の規定による投票の場合は「帰国」と、令第65条の14の規定による投票の場合は「帰国登録地外」と記載すること。
- 5～11 略
- 投票記載場所の欄には、選挙人が投票を記載した場所を記載すること。ただし、郵便投票の場合にあっては、「郵便投票」と記載すること。
- 13及び14 略

(鳥取県選挙運動管理規程の一部改正)

第2条 鳥取県選挙運動管理規程(昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
第54条 略 2～4 略 5 第1項の申請を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便で行う場合は、封筒の表面に「選挙公報掲載申請書」と朱書しなければならない。	第54条 略 2～4 略 5 第1項の申請を郵便で行う場合は、封筒の表面に「選挙公報掲載申請書」と朱書しなければならない。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年6月30日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

### 鳥取県教育委員会規則第13号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程（昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（各課の分掌事務） 第3条 各課においては、次の事務をつかさどる。 教育総務課 （1）～（14）略 （15）各課の予算経理、 <u>連絡調整及び庶務</u> に関する事 こと。 （16）～（20）略 教育環境課～体育保健課 略	（各課の分掌事務） 第3条 各課においては、次の事務をつかさどる。 教育総務課 （1）～（14）略 （15）各課の予算経理 <u>及び連絡調整</u> に関する事 こと。 （16）～（20）略 教育環境課～体育保健課 略

## 附 則

この規則は、平成15年7月1日から施行する。